

建築物移動等円滑化基準チェックシート

年 月 日作成

建築主氏名		建物名称		地名地番	
作成者	(勤務先)		(TEL)		(氏名) ㊞

《記入方法》

- (1) 「設計内容」の欄は、簡潔に設計内容を記入し、措置の内容が確認できる図面等を添付すること。
 (2) 「判定」の欄は、基準への適否の判定を次の記号により記入すること。
 ア 基準に適合する場合「○」 イ 基準に適合しない場合「×」 ウ 該当しない項目「-」

【一般基準】

特定施設等	高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令）で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）		設計内容	判定	留意事項	
廊下等 (政令第11条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材)			
	②点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)		(敷設の有無)		※1	
階段 (政令第12条)	①手すりを設けているか(踊場を除く)		(有無)			
	②表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材)			
	③段は識別しやすいものか					
	④段はつまずきにくいものか					
	⑤点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分)		(敷設の有無)		※2	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか					
傾斜路 (政令第13条)	①手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm未満の傾斜部分は免除)		(有無)			
	②表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材)			
	③前後の廊下等と識別しやすいものか					
	④点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分)		(敷設の有無)		※3	
便所 (政令第14条)	①車いす使用者用便所を設けているか(1以上)		(有無)			
	②車いす使用者用便所	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか				
		(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか				
	③水洗器具(オストメイト対応)を設けた便所を設けているか(1以上)		(有無)			
④床置き式の小便器、腰掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(1以上)						
ホテル又は旅館の 客室 (政令第15条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか		(設置数/全客室数) /			
	②便所	(1)便所内に車いす使用者用便所を設けているか				
		(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便所を設ける便所も同様)	(内法幅) cm			
		(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便所を設ける便所も同様)				
	③浴室等 (共用の浴室等があれば免除)	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか				
		(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか				
		(3)出入口の幅は80cm以上であるか		(内法幅) cm		
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか						

※1 告示で定める以下の場合を除く。(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車庫に設ける場合

※2 告示で定める以下の場合を除く。(告示第1497号)

- ・自動車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※3 告示で定める以下の場合を除く。(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

特定施設等	建築物移動等円滑化基準		設計内容	判定	留意事項
敷地内の通路 (政令第16条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材)		
	②段がある部分	(1)手すりを設けているか	(有無)		
		(2)識別しやすいものか			
		(3)つまずきにくいものか			
③傾斜路	(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm未満又は1/20以下の傾斜部分は免除)	(有無)			
	(2)前後の通路と識別しやすいものか				
駐車場 (政令第17条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか(1以上)		(有無)		
	②車いす使用者用便房	(1)幅は350cm以上であるか	(内法幅)		
		(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	cm		
標識 (政令第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか		(有無)		
	②標識は、内容が用意に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)				
案内設備 (政令第20条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)		(有無)		
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備をもうけているか		(有無)		
	③案内所を設けているか(①②の代替措置)		(有無)		

【視覚障害者移動等円滑化経路】(道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)

特定施設等	建築物移動等円滑化基準		設計内容	判定	留意事項
案内設備までの経路 (政令第21条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除)		(措置の内容)		※4
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか		(敷設の有無)		
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか		(敷設の有無)		※5

※4 告示で定める以下の場合を除く。(告示第1497号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※5 告示で定める以下の場合を除く。(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

特定施設等	建築物移動等円滑化基準		設計内容	判定	留意事項	
利用円滑化経路 （政令第18条第2項第1号）	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）		（有無）			
出入口 （政令第18条第2項第2号）	①幅は80cm以上であるか		（内法幅） cm			
	②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか					
廊下等 （政令第18条第2項第3号）	①幅は120cm以上であるか		（内法幅） cm			
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか		（有無）			
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか					
傾斜路 （政令第18条第2項第4号）	①幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか		（内法幅） cm			
	②勾配1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか		（勾配） /			
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか		（有無）			
エレベーター及びその乗降ロビー （政令第18条第2項第5号）	①かごは必要階（利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設・のある階、地上階）に停止するか					
	②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか		（内法幅） cm			
	③かごの奥行きは135cm以上であるか		（奥行き） cm			
	④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか					
	⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		（措置の有無）			
	⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか		（措置の有無）			
	⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか		（措置の有無）			
	⑧不特定多数の者が利用する2000㎡以上の建築物に設けるもの場合	(1) 上記①から⑦を満たしているか				
		(2) かごの幅は、140cm以上であるか		（内法幅） cm		
		(3) かごは車いすが転回できる形状か				
⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合 ※6	(1) 上記①から⑧を満たしているか					
	(2) かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		（措置の有無）			
	(3) かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		（措置の有無）			
	(4) かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		（措置の有無）			
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 （政令第18条第2項第6号）	①エレベーターの場合	(1) 段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第7号のもの）であるか				
		(2) かごの幅は、70cm以上であるか	（内法幅） cm			
		(3) かごの奥行きは120cm以上であるか	（奥行き） cm			
		(4) かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）				
	②エスカレーターの場合	車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書きのもの）であるか				
敷地内の通路 （政令第18条第2項第7号）	①幅は120cm以上であるか		（内法幅） cm			
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか		（有無）			
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか					
	④傾斜路	(1) 幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか		（内法幅） cm		
(2) 勾配1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか		（勾配） /				
(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除）		（有無）				
（第3項）	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る					

※6 告示で定める以下の場合を除く。（告示第1497号）

- ・自動車車庫に設ける場合